

入札参加資格審査申請に伴う
男女共同参画推進状況報告書集計結果
令和7年度

嘉麻市男女共同参画推進課

はじめに

「嘉麻市男女共同参画推進条例（平成 22 年 6 月 29 日条例第 9 号）」では、「市の責務」、「市民の責務」、「事業者等の責務」等を明らかにし、それぞれの立場で積極的に市が実施する男女共同参画推進施策に協力することを規定しています。その「事業者等の責務」のひとつとして、条例第 6 条第 2 項で「事業者等が市と工事請負契約等のため業者登録をする場合においては、当該事業者等は、市が男女共同参画の推進状況について報告を求めるに応じるよう努めるものとする。」としています。

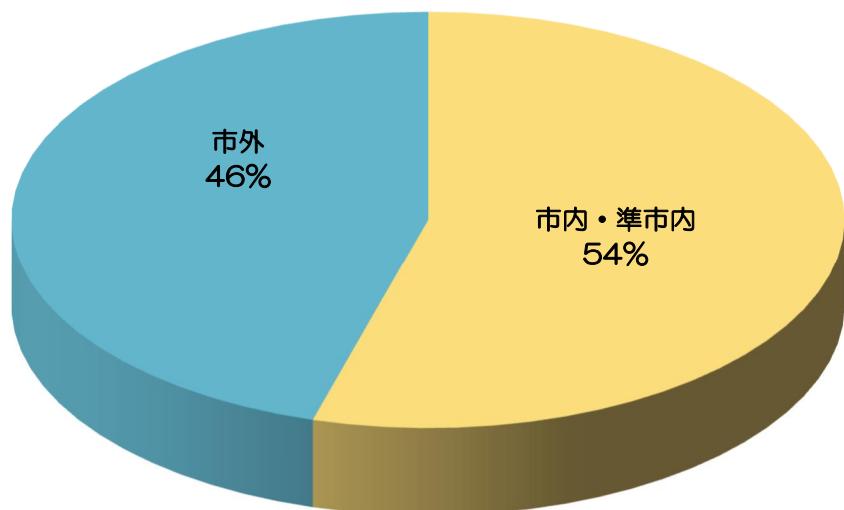
昨年度に引き続き、令和 7 年度においても、入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況報告書の提出について、業者登録を希望する事業者に依頼したところ、下記のとおり事業者から報告書が提出されました。

本書は、これら各事業者から提出のあった報告書の内容を集計し、その結果についてまとめたものです。

ご協力いただきました事業所の皆様に厚く御礼申し上げます。

（男女共同参画推進状況の報告事業者数／112 事業者「うち市内・準市内 61 事業者」）

図／男女共同参画推進状況報告書の提出状況



集計結果について

112社の事業所から提出された報告書の集計結果を大きく5つの項目【事業所の規模と雇用状況】【育児・介護等休業制度の取得状況】【仕事と育児・介護との両立に関する取組】【男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録】【セクシュアル・ハラスメント防止対策】に分けてまとめています。

【事業所の規模と雇用状況】

表1-1は、事業所を従業員総数の規模で分類し、市内・準市内、市外、全体に分けて集計したものです。

市内・準市内事業所の72.1%（61社のうち44社）が従業員総数10人未満であり、小規模な事業所が大多数を占めています。

表1-1 事業所規模ごとの状況（事業所数）

規模（従業員総数）	市内・準市内	市外	全体
3,000人以上	0	0	0
1,000人以上3,000人未満	0	2	2
500人以上1,000人未満	1	2	3
300人以上500人未満	0	2	2
100人以上300人未満	0	6	6
50人以上100人未満	0	4	4
40人以上50人未満	1	3	4
30人以上40人未満	1	4	5
20人以上30人未満	3	3	6
10人以上20人未満	11	11	22
10人未満	44	14	58
合 計	61	51	112

図1-1 事業所規模ごとの状況

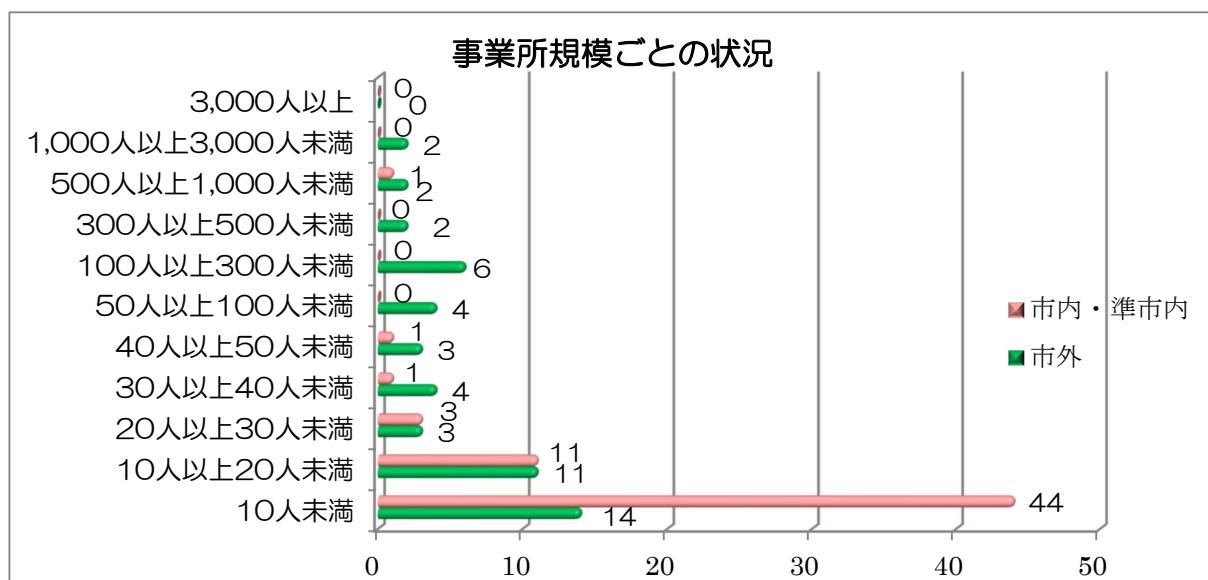


表1-2は、男女別雇用状況について市内・準市内、市外、全体の事業所それぞれ男女別に分けて集計したものです。

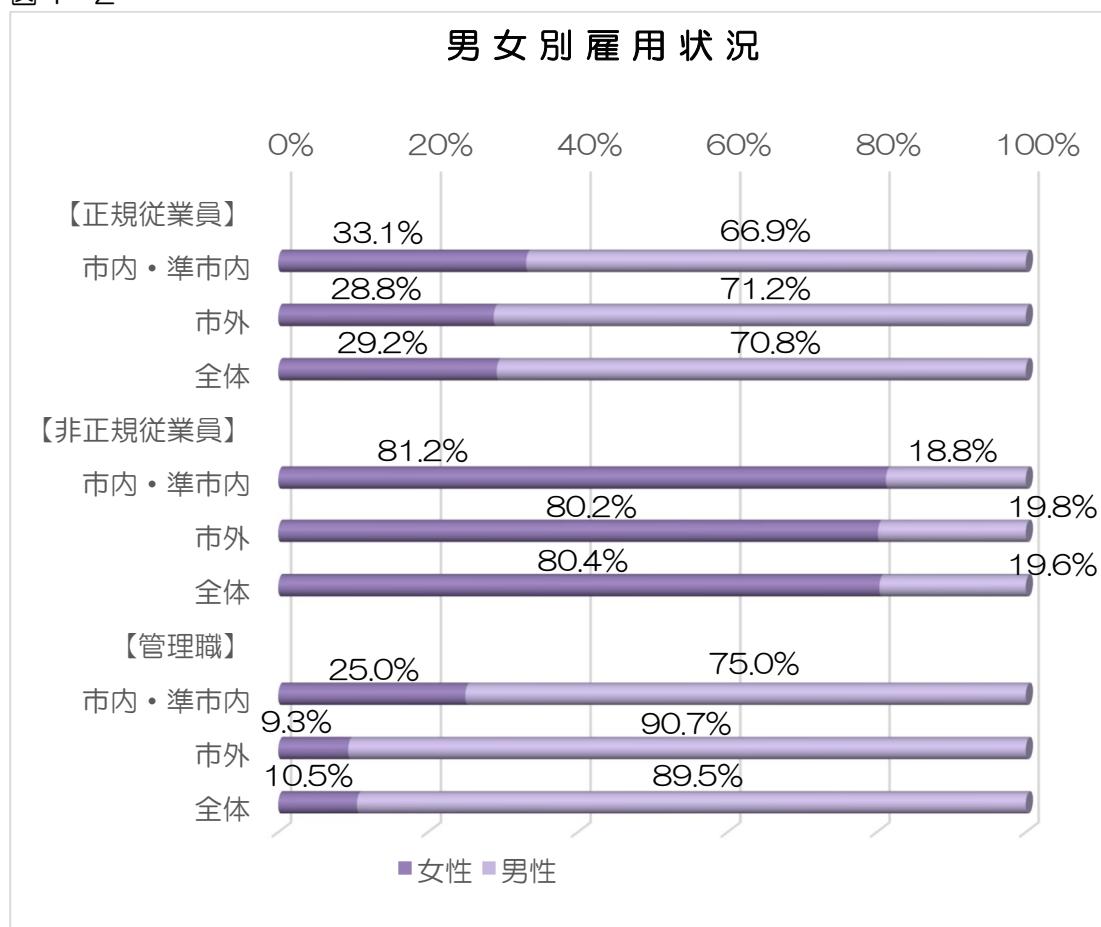
正規従業員数は市内・準市内、市外、全体とも女性の割合が低い状況ですが、非正規従業員数は正規従業員数より女性の割合が高い状況になっています。また管理職数についても、女性の割合が全体で10.5%と低い状況になっています。

表1-2 男女別雇用状況

事業所数		正規従業員数				非正規従業員数			
		女	男	計	女性の割合	女	男	計	女性の割合
市内・準市内	61	155	313	468	33.1%	645	149	794	81.2%
市外	51	1,320	3,265	4,585	28.8%	2,731	676	3,407	80.2%
全体	112	1,475	3,578	5,053	29.2%	3,376	825	4,201	80.4%

事業所数		管理職数				総従業員数			
		女	男	計	女性の割合	女	男	計	女性の割合
市内・準市内	61	27	81	108	25.0%	800	462	1,262	63.4%
市外	51	124	1,203	1,327	9.3%	4,051	3,941	7,992	50.7%
全体	112	151	1,284	1,435	10.5%	4,851	4,403	9,254	52.4%

図1-2



【育児・介護等休業制度の取得状況】

表2は、育児・介護等休業制度の取得者数について、市内・準市内、市外、全体の事業所をそれぞれ男女別に分けて集計したものです。

育児休業取得率は市内・準市内が80.0%、市外が71.0%となっており、市外と比べて市内・準市内の割合が高い状況です。介護休業取得率・看護休業取得率は全体的に低い状況になっています。

表2 育児・介護等休業制度の取得状況について

【上段（人数）／下段（事業所数）】

	市内・準市内			市外			全体		
	女	男	計	女	男	計	女	男	計
①前年度（令和6年度）に本人又は配偶者が出産した従業員数	10	5	15	45	79	124	55	84	139
	2	4	6	15	18	33	17	22	39
②上記①のうち、育児休業を取得した人数	10	2	12	43	45	88	53	47	100
	2	2	4	15	12	27	17	14	31
③前年度（令和6年度）に介護休業を取得した従業員数	3	9	12	22	4	26	25	13	38
	2	2	4	1	1	2	3	3	6
④前年度（令和6年度）に看護休暇を取得した従業員数	7	18	25	79	77	156	86	95	181
	3	5	8	6	5	11	9	10	19
育児休業取得率	100.0%	40.0%	80.0%	95.6%	57.0%	71.0%	96.4%	56.0%	71.9%
介護休業取得率	0.38%	1.95%	0.95%	0.54%	0.10%	0.33%	0.52%	0.30%	0.41%
看護休業取得率	0.88%	3.90%	1.98%	1.95%	1.95%	1.95%	1.77%	2.16%	1.96%

【育児休業取得率】

育児休業取得者数÷出産した従業員数（配偶者の出産含む）＝育児休業取得率

【介護休業取得率】

介護休業取得者数÷全従業員数＝介護休業取得率

【看護休業取得率】

看護休業取得者数÷全従業員数＝看護休業取得率

【仕事と育児・介護との両立に関する取組】

表3-①-1は、就業規則（内規等）に「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇」を明記している事業所数と割合について、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表3-①-1、図3-①-1のとおり、「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇」のいずれも、全体に比べて市内・準市内の割合は低い状況です。

表3-①-1 「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて

（就業規則（内規等）に明記している制度ごとの事業所数）

項目	市内・準市内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
1 育児休業制度	33	54.1%	73	65.2%
2 介護休業制度	29	47.5%	66	58.9%
3 子の看護休暇	30	49.2%	68	60.7%
4 特になし	26	42.6%	35	31.3%

図3-①-1

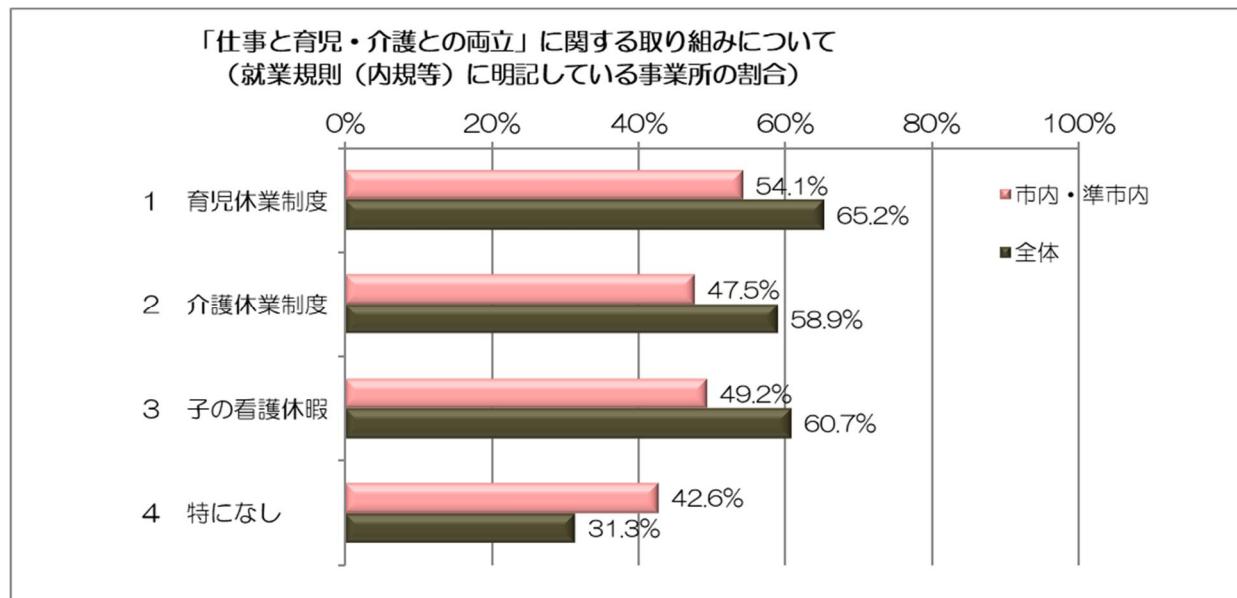


表3-①-2は、就業規則（内規等）に「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇」のうち、明記している制度数ごとの事業所数と割合について、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表3-①-2 「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて
(明記している制度数ごとの集計)

項目	市内・準市内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
いずれも明記している	25	41.0%	61	54.5%
いずれか2つを明記している	7	11.5%	8	7.1%
いずれか1つを明記している	3	4.9%	8	7.1%
いずれも明記なし	26	42.6%	35	31.3%

図3-①-2

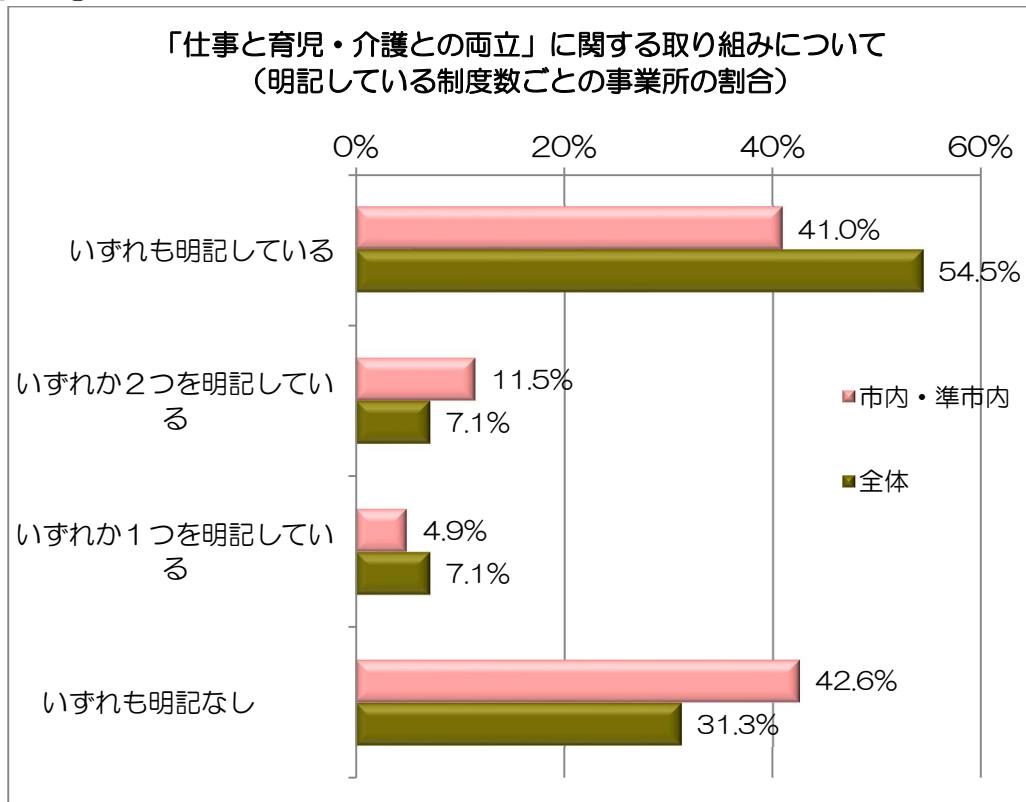


表3-②-1は、「仕事と育児・介護との両立」のための措置として挙げた項目ごとに、取り組んでいる事業所数と割合について、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表3-②-1 「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて
(「仕事と育児・介護との両立」のために講じている制度ごとの事業所数)

項目	市内・準市内		全体	
	事業所数	率(%)	事業所数	率(%)
1 短時間勤務の制度	23	37.7%	70	62.5%
2 フレックスタイム制	12	19.7%	33	29.5%
3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	22	36.1%	56	50.0%
4 所定外労働の免除	20	32.8%	57	50.9%
5 深夜業の制限	21	34.4%	58	51.8%
6 事業所内託児施設の設置	2	3.3%	2	1.8%
7 従業員の配置や転勤に関する配慮	23	37.7%	61	54.5%
8 特になし	23	37.7%	26	23.2%

図3-②-1

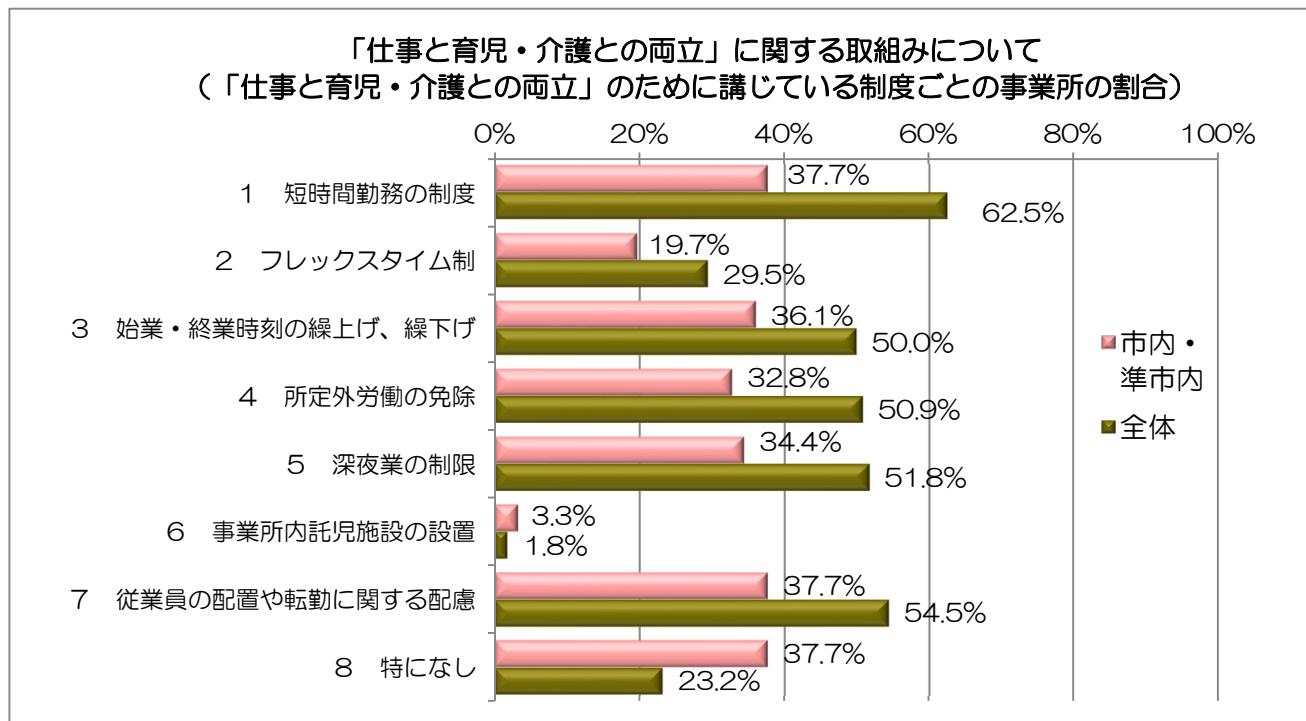
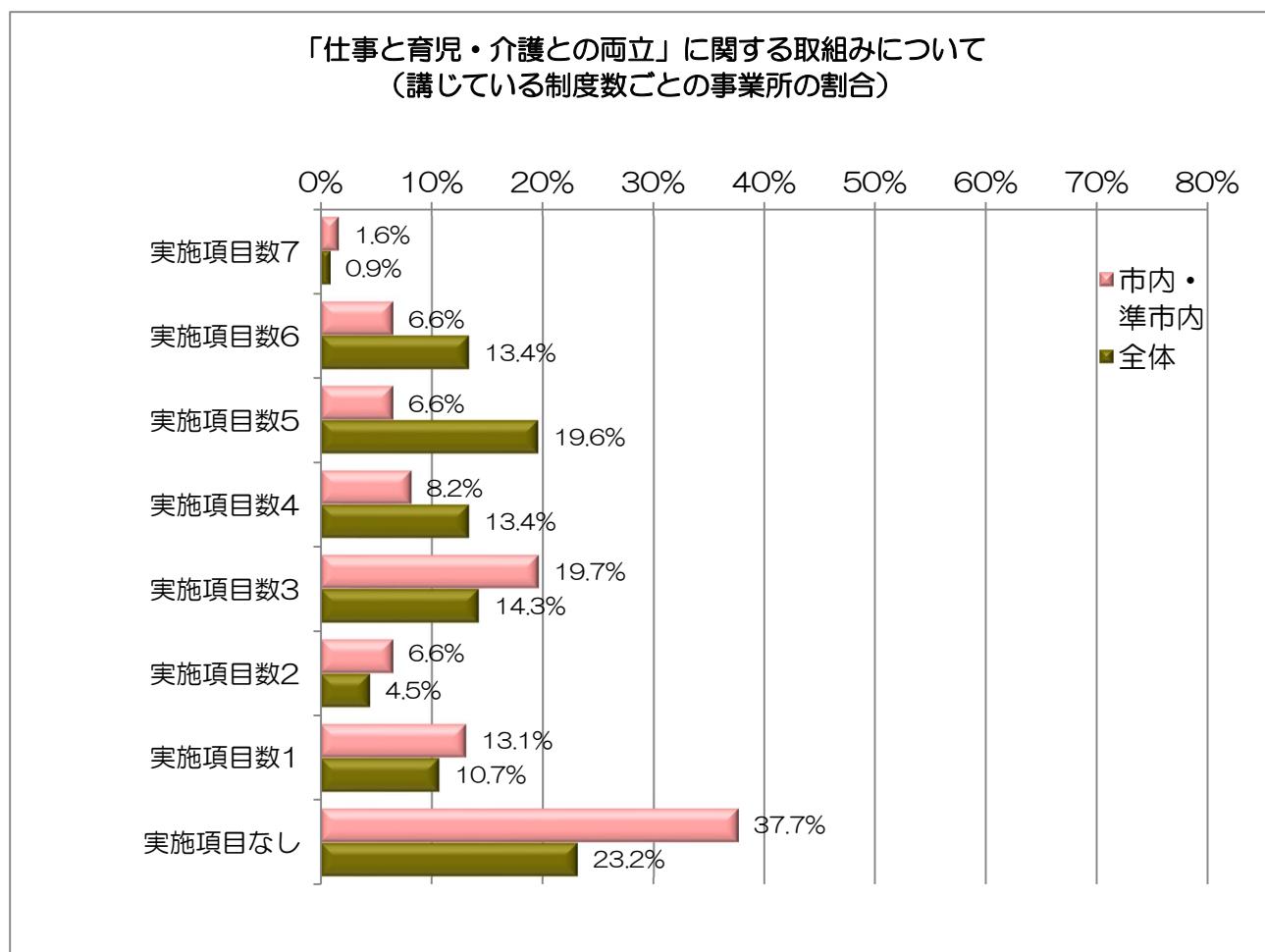


表3-②-2は、「仕事と育児・介護との両立」のための措置として挙げた項目ごとに、取り組んでいる制度数ごとの事業所数と割合について、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表3-②-2 「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて
(「仕事と育児・介護との両立」のために講じている制度数ごとの集計)

項目	市内・準市内		全体	
	事業所数	率(%)	事業所数	率(%)
実施項目数7	1	1.6%	1	0.9%
実施項目数6	4	6.6%	15	13.4%
実施項目数5	4	6.6%	22	19.6%
実施項目数4	5	8.2%	15	13.4%
実施項目数3	12	19.7%	16	14.3%
実施項目数2	4	6.6%	5	4.5%
実施項目数1	8	13.1%	12	10.7%
実施項目なし	23	37.7%	26	23.2%

図3-②-2



【男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録】

表4-1は、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している」「福岡県子育て応援宣言の登録している」について項目ごとに取り組んでいる事業所数と割合を、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表4-1 男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録について
(計画の策定及び宣言の登録についての取組ごとの事業所数)

項目	市内・準市内		全体	
	事業所数	率(%)	事業所数	率(%)
1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	1	1.6%	19	17.0%
2 「福岡県子育て応援宣言」の登録している	30	49.2%	48	42.9%
3 いずれも該当なし	31	50.8%	53	47.3%

図4-1

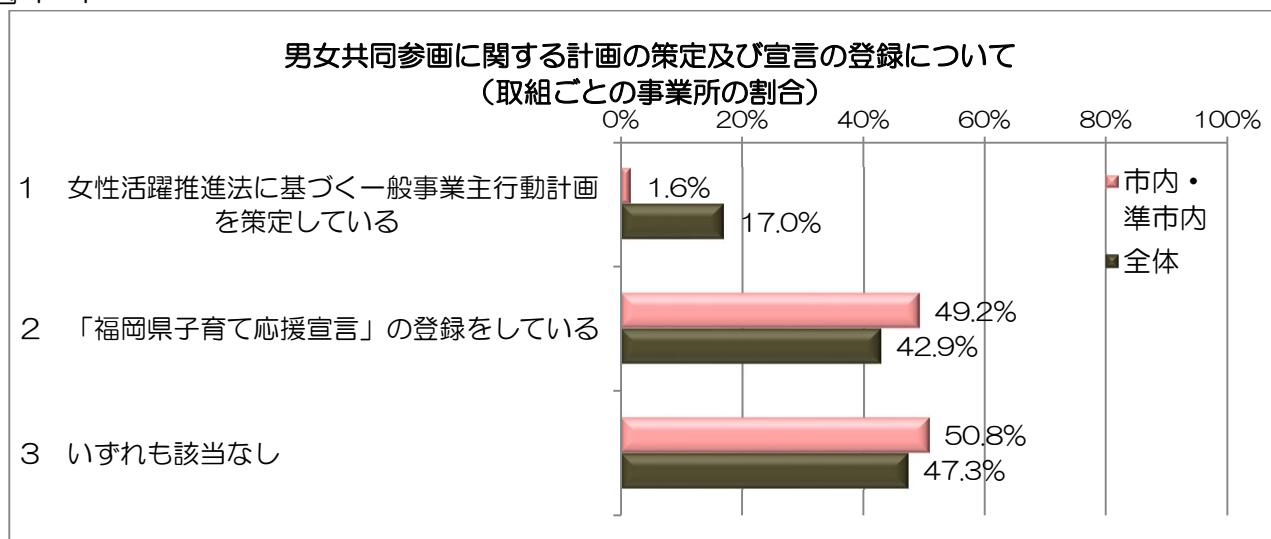
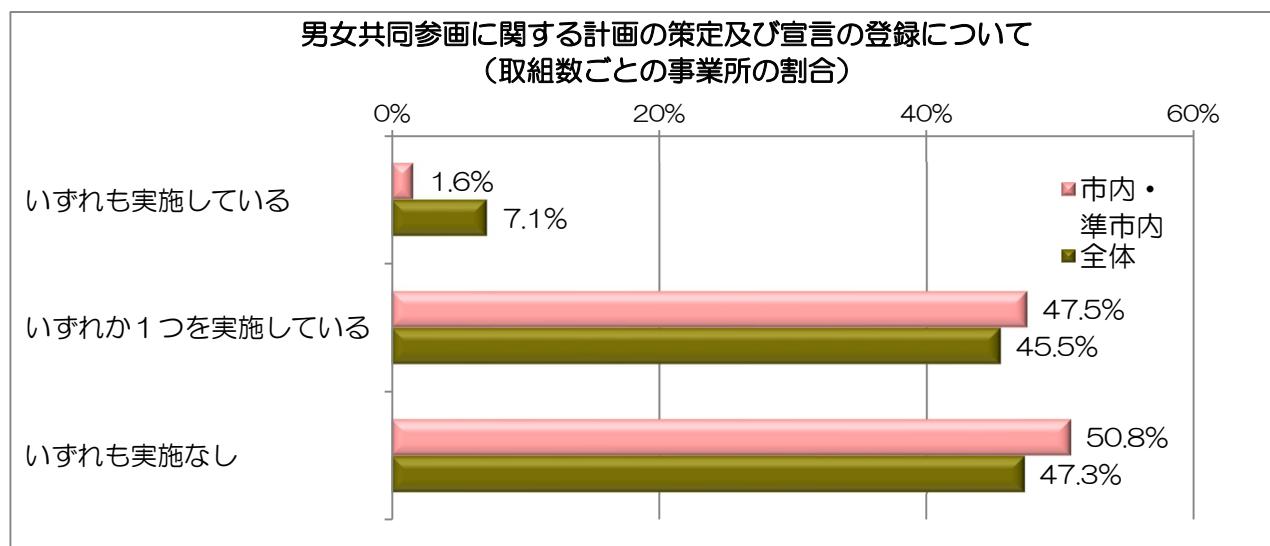


表4-2は、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している」「福岡県子育て応援宣言の登録している」のうち、取組数ごとの事業所数と割合を、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表4-2 男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録について
(取組数ごとの集計)

項目	市内・準市内		全体	
	事業所数	率(%)	事業所数	率(%)
いずれも実施している	1	1.6%	8	7.1%
いずれか1つを実施している	29	47.5%	51	45.5%
いずれも実施なし	31	50.8%	53	47.3%

図4-2



【セクシュアル・ハラスメント防止対策】

表5-1と5-2は、セクシュアル・ハラスメント（職場における相手の意に反する性的言動）について、事業所の取組状況をまとめたものです。

表5-1は、セクシュアル・ハラスメントの防止対策として挙げた項目ごとに取り組んでいる事業所数と割合について、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表5-1 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止対策について
(セクハラの防止対策のための取組ごとの事業所数)

項目	市内・準市内		全体	
	事業所数	率(%)	事業所数	率(%)
1 セクハラがあつてはならない旨の方針を明確化している	28	45.9%	70	62.5%
2 セクハラを行つた者への対処方針を就業規則に定めている	11	18.0%	42	37.5%
3 セクハラの相談窓口を設置している	10	16.4%	43	38.4%
4 特にない	29	47.5%	36	32.1%

図5-1

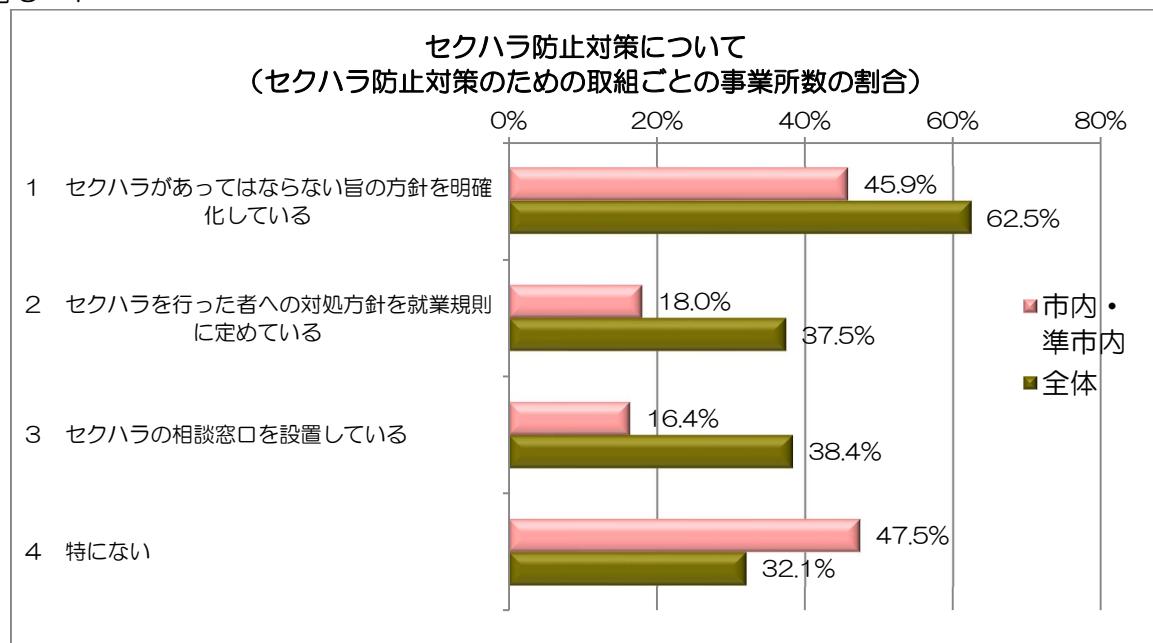
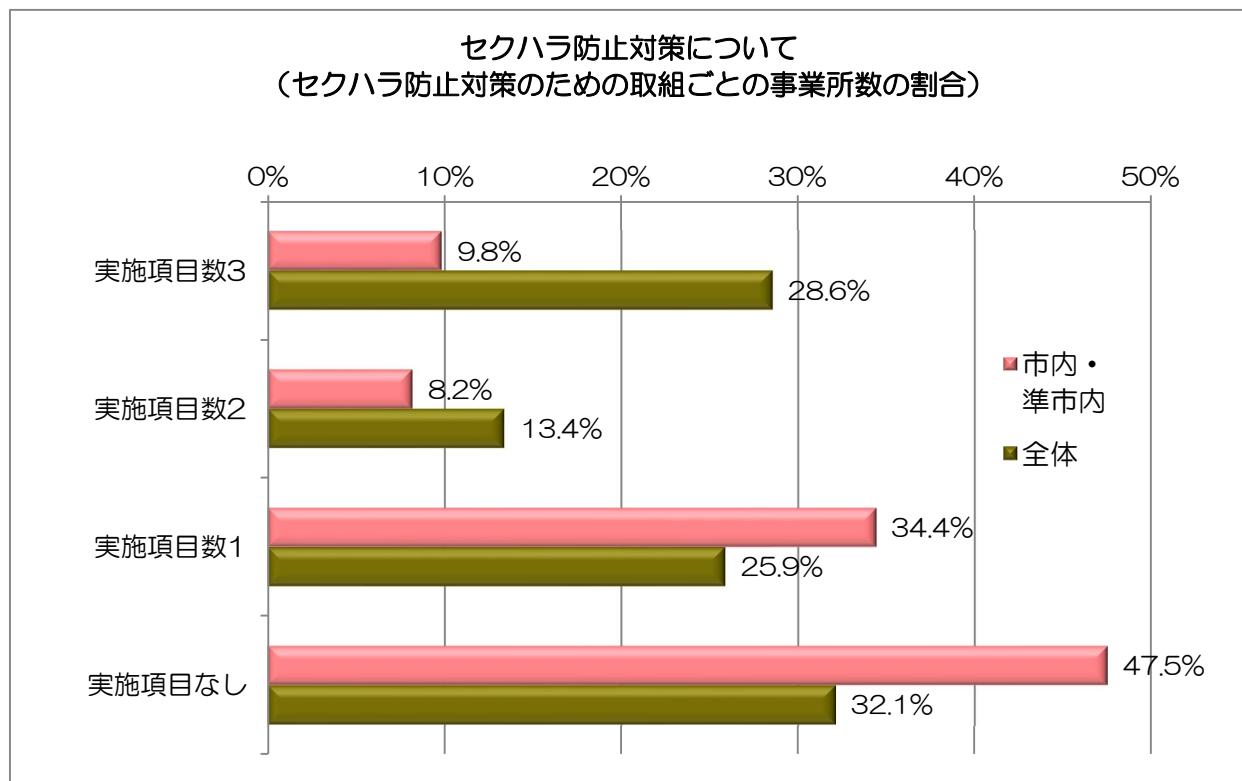


表5-2は、セクシュアル・ハラスメントの防止対策のうち、取組数ごとの事業所数と割合について、市内・準市内、全体に分けて集計したものです。

表5-2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止対策について
(取組数ごとの集計)

項 目	市内・準市内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
実施項目数3	6	9.8%	32	28.6%
実施項目数2	5	8.2%	15	13.4%
実施項目数1	21	34.4%	29	25.9%
実施項目なし	29	47.5%	36	32.1%

図5-2



令和7年 月 日
男女共同参画推進状況報告書

事業者名	所在地	電話番号	記入者氏名

住所区分

1 市内・準市内 2 市外

雇用状況（令和7年4月1日現在）

内容	女性	男性
①正規従業員数（管理職数を含む）	人	人
②非正規従業員数（パートタイム、派遣・契約、臨時等）	人	人
③従業員総数	人	人
④③のうち管理職数（管理職と位置づけされている者）	人	人

育児・介護等休業制度の取得状況

内容	女性	男性
① 前年度（令和6年度）に本人又は配偶者が出産した従業員数	人	人
②①のうち育児休業を取得した人数	人	人
② 前年度（令和6年度）に介護休業を取得した従業員数	人	人
③ 前年度（令和6年度）に看護休暇を取得した従業員数	人	人

仕事と育児介護との両立に関する取組

（就業規則の定めについて該当するものがあれば□にすべて✓をつけてください）

1 育児休業制度 2 介護休業制度 3 子の看護休暇 4 特になし

（次の取組について該当するものがあれば□にすべて✓をつけてください）

- 1 短時間勤務の制度
- 2 フレックスタイム制
- 3 始業終業時刻の繰上げ又は繰下げ（労働時間は同じ）
- 4 所定外労働の免除（残業免除）
- 5 深夜業の制限（午後10時～午前5時の間労働をさせない）
- 6 事業所内託児施設の設置
- 7 従業員の配置や転勤に関する配慮（従業員の育児や介護の状況を配慮）
- 8 特になし

男女共同参画に関する計画策定及び宣言（該当するものに□に✓をつけてください）

- 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく一般事業主行動計画を策定している
- 2 「福岡県子育て応援宣言」の登録をしている

セクシュアルハラスメント防止対策（該当するものに□に✓をつけてください）

- 1 セクハラがあつてはならない旨の方針を明確化している
- 2 セクハラを行つた者への対処方針を就業規則に定めている
- 3 セクハラの相談窓口を設置している
- 4 特になし

質問は以上です。ありがとうございました。